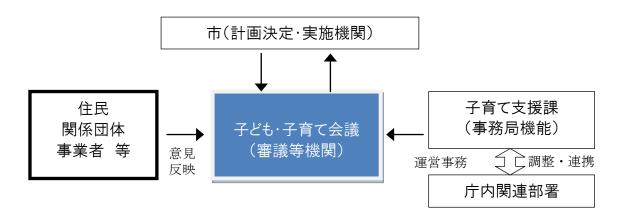
# 新計画の策定と子ども・子育て支援新制度

### 1 計画の要旨

- 市における子どもと子育て家庭を支援するための総合的な計画である「のびゆくこどもプラン 小金井」(小金井市次世代育成支援後期行動計画)が平成 26 年度に終期を迎えるため、 平成 27 年度以降の新たな計画(以下「新計画」という。)を策定する。
- 新計画を策定するにあたり、子ども・子育て支援法(平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号)第 61 条の規定に基づく「子ども・子育て支援事業計画」(以下、「事業計画」という。)を新計画に包含する。
- 事業計画は、子ども・子育て関連3法及び国の基本指針に即し、教育・保育及び地域子ども・ 子育て支援事業の提供体制の確保及び子ども・子育て支援業務の円滑な実施に関する計画と する。
- 新計画の位置付けは、市総合計画の個別計画であり、関連する市の保健・医療・福祉・教育 分野の計画及び方針との整合を図ったものとする。
- 計画期間は、平成 27~31 年度の 5 年間とする。

# 2 計画の策定体制

- 市は、子ども・子育て会議の意見を踏まえ、計画を策定する。
- 子ども・子育て会議は、計画策定、変更とともに、施設利用定員の設定のほか、計画の推進 にかかる調査及び審議を行う。
- 計画策定、変更及び事業実施にあたっては、住民(保護者等)、関係者等の意見を聴くものと する。



# 3 計画策定にかかるスケジュール

# (1)全体スケジュール

平成 24 年度

- 子ども・子育て関連 3 法成立

- ○子育てに関するニーズ調査の実施
(「のびゆくこどもプラン 小金井」推進市民会議で検討)

- ○子ども・子育て会議の設置
(事業計画の策定(教育・保育提供区域、ニーズ量見込み、供給体制の検討)
(新計画の策定

- 平成 27 年度

- 子ども・子育て支援新制度スタート

※平成27年度から新制度スタートにあたり、施設の認可、運営にかかる基準等に関する 条例整備が必要。

# (2)子ども・子育て会議の開催スケジュール(案)

H26 年度	開催時期	会議次第(予定)
第1回	5月7日	<ol> <li>開催・挨拶・前回までの協議内容確認</li> <li>委嘱状交付</li> <li>会長、職務代理の選出</li> <li>概要説明</li> <li>部会の設置について</li> <li>その他(次回の日程、連絡事項等)</li> </ol>
※部会	5~7月	事業計画中、教育・保育分野に特化した2時間程度の部会を 複数回開催 (5月から開催、7月の本会議までに結果報告)
第2回	6 月	地域子ども・子育て支援事業のサービス見込み量に対する確 保体制の検討
第3回	7月	全事業のサービス見込量に対する確保体制の検討
第4回	8月	全事業のサービス見込量に対する確保体制の検討
第5回	9月	全事業のサービス見込量に対する確保体制の確定
第6回	10 月	新計画案検討
第7回	11 月	新計画案検討
第8回	12 月	新計画案の検討、確定
_	平成 27 年 1 月上旬~ 2 月上旬	パブリックコメント
第9回	平成27年2月	パブコメ結果報告、新計画案のまとめ
第 10 回	平成 27 年 3 月	1 開催・挨拶・前回までの協議内容確認 2 新計画案の検討〜確定

# 4 子ども・子育て支援新制度の概要

### (1)子ども・子育て支援新制度とは

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3 つの法律(子ども・子育て関連3法(平成24年8月22日公布))に基づく新たな制度を『子ども・子育て支援新制度』と呼んでいる。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の 整備等に関する法律(上記に2法に伴う児童福祉法ほかの改正)



### (参考)

概要     主な内容       子     すべての子どもに良質な成     ①子ども・子育て支援給付	
子 すべての子どもに良質な成 ①子ども・子育て支援給付	
き   育環境を保障するため、子ど   ◆児童手当	
· ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ く を を を を も 及び子育ての支援のための ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ に ・ に ・ に も に も に も に に に に に に に に に に に に に	1、保育所を通じた
子どもに良質な成 ①子ども・子育て支援給付	と 育等への給付(地
接 する包括的かつ一元的な制度 域型保育給付)の創設)	
法 の構築などの規定。 ②※1 特定教育・保育施設、※2 特定地域型	型保育事業者にかか
(子ども・子育て支援新制度 る規定	
の中心となる法律) ③市町村の地域子ども・子育て支援事業の	実施
④市町村の子ども・子育て支援事業計画の	策定
⑤市町村の子ども・子育て会議設置の努力	義務
改認 幼保連携型認定こども園の ①法の目的規定改正(幼児期の教育及び保	と 育が、 生涯にわた
正定法に認可・指導監督等を一本化し、る人格形成の基礎を培う重要なものであ	ることを明記)
学校及び児童福祉施設として ②幼保連携型認定こども園以外の認定こど	も園の充実
記できた。	(設置主体は、国、
(二重行政の解消) 地方公共団体、学校法人又は社会福祉法	人。※株式会社等
部 の参入は不可)	
整関 上記 2 法に伴い、関係法律 ①児童福祉法など所要の改正	
整関       上記 2 法に伴い、関係法律       ①児童福祉法など所要の改正         備係       ②国の所管等に関する所要の改正	

- ※1 特定教育・保育施設とは、施設型給付費が支給される事業、及びそれを提供する施設(幼稚園、保育所、認定子ども園)のことをいう。
- ※2 特定地域型保育事業者とは、地域型保育給付費が支給される事業、及びそれを提供する事業 者のことをいう。

## (2)子ども・子育て支援新制度の目的

新制度は、<u>すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長</u>することができる社会の実現を目的にした取り組みである。



ポイント:認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育 等への給付(「地域型保育給付」)の創設

#### 新制度: 待機児童解消のため、保育の受入れ人数を増やす

地域のニーズを踏まえ、市町村が認定こども園、保育所、幼稚園等を計画的に整備する。また、少人数の子どもを預かる保育ママ(家庭福祉員)や小規模保育などの地域型保育への財政支援(地域型保育給付)を新たに行うことにより、受け入れられる子どもの人数を増やし待機児童の解消を計画的に進める。

#### 新制度:子どもが減少傾向にある地域の保育を支援する

子どもが減少している地域において、地域型保育給付の創設による少人数保育の安定的な運営を支援し、身近な地域での保育機能を確保する。また、地域型保育の拠点は認定こども園などと連携して保育内容の充実を図るとともに、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどとの併設により、地域の多様な保育ニーズに対応する。

ポイント:認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こどの園の改善等)

# 新制度:幼児期の教育・保育の総合的な提供(認定こども園の普及)

これまで多く利用されてきた幼稚園と保育所に加えて、「認定こども園」の設置手続きの簡素化や財政支援の充実・強化などにより普及を図る。

(認定こども園の主なメリット)

- 保護者が働いているいないにかかわらず利用できる。
- 保護者の就労状況が変化しても継続して利用できる。
- 地域の子育て世帯のために「子育て相談」「子育て広場」などの子育て支援を実施する。

ポイント:地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後 児童健全育成などの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実

# 新制度:地域のニーズにあわせた子育て支援の一層の充実

すべての家庭を対象にした多様な子育て支援を充実させるため、国が財政支援を強化する。 (子育て支援の例)

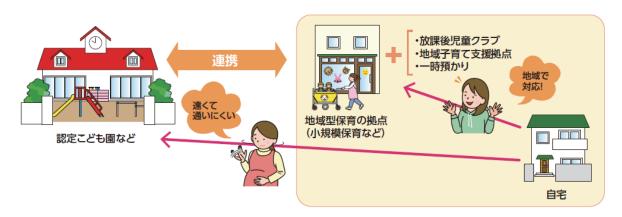
- 子育て広場の設置数の増加
- 一時預かりの実施場所や受け入れ人数の増加
- 放課後児童クラブの増加(対象を小学校6年生まで拡大)

#### <実施主体と財源>

新制度は住民に最も身近な市町村が、地域ニーズを把握し、地域に応じた子育て支援環境の充 実・整備を計画的に進める。

この取組の財源は、消費税率引き上げ(10%)による増収分のうち、7,000 億円程度が充てられる予定である。

#### ■地域での保育充実のイメージ(保育の量的拡大)(出典:内閣府パンフレット)



### (3)子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

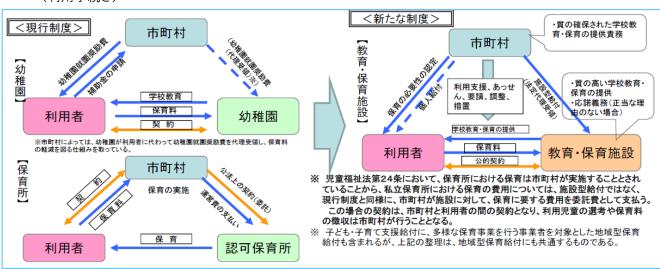
子ども・子育て支援法に基づき、市町村が実施する「子ども・子育て支援給付」及び「地域 子ども・子育て支援事業」は次のとおり。

# ①子ども・子育て支援給付(ア 施設型給付、イ 地域型保育給付、ウ 児童手当)

#### (ア) 施設型給付

幼稚園	保育所	認定こども園	
施設型給付(私立保育所は委託費)			
<ul> <li>市町村が保護者の申請を受けて支給認定を行う。</li> <li>支給認定を受け、施設を利用すると施設型給付が支払われる。</li> <li>施設は、保護者に支払われる施設型給付を法定代理受領する。</li> <li>保護者は、施設に利用者負担額を支払う。(私立保育所は市町村で徴収)</li> </ul>			

#### (利用手続き)

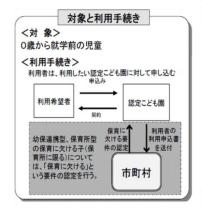


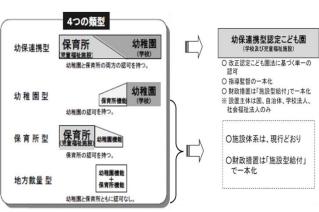
# (幼稚園、保育所、認定こども園の違い)

区 分	幼稚園	保育所
施設の性格	学校	児童福祉施設
根 拠 法 学校教育法第 22 条		児童福祉法第 39 条
目 的	幼児を保育し、適切な環境を与えて、 その心身の発達を助長する	日々の保護者の委託を受けて、保育に 欠ける乳児または幼児を保育する
対象児童	満3歳~就学前の幼児	0歳~就学前の保育に欠ける乳幼児
開設日数	39 週以上(春夏冬休みあり)	約 300 日
保育時間	4時間を標準 (預かり保育の実施もある)	8 時間を原則 (延長保育、夜間保育の実施もある)
保育·教育内容	幼稚園教育要領 (文部科学省告示)	保育所保育指針 (厚生労働省告示)
保育料(利用者 負担)	設置者(自治体、学校法人等)が設定	家庭の所得(課税状況)により、市町 村で設定

区 分	幼保連携型認定こども園	幼保連携型以外の認定こども園 (幼稚園型、保育所型、地方裁量型)
施設の性格	学校と児童福祉施設の性格を併有	左記に準ずる
根拠法	改正認定こども園法第9条	改正認定こども園法第3条
目的	小学校就学前の子どもに対する教育 及び保育と、保護者に対する子育て支 援を総合的に提供する	左記に準ずる
対象児童	0 歳~満3歳未満の保育に欠ける乳幼児、満3歳~就学前の幼児	0歳~就学前の保育に欠ける乳幼児、 満3歳~就学前の幼児 (施設類型により異なる)
開設日数	約 300 日	約300日 (施設類型により異なる)
保育時間	4時間利用、8時間利用にも対応	4 時間利用、8 時間利用にも対応 (施設類型により異なる)
保育·教育内容	幼保連携型認定こども園保育要領 (国で検討中)	左記に準ずる
保育料(利用者 負担)	利用形態により、設置者(自治体、学 校法人、社会福祉法人)が設定	利用形態により、設置者が設定

# (認定こども園の類型)

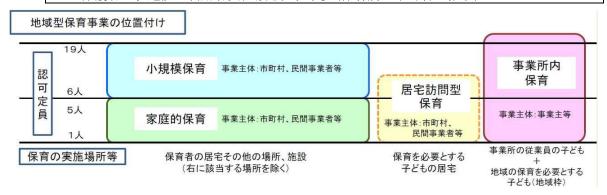




#### (イ) 地域型保育給付

#### 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

- 市町村が保護者の申請を受けて支給認定を行う。
- 支給認定を受け、施設を利用すると地域型保育給付が支払われる。
- 施設は、保護者に支払われる地域型保育給付を法定代理受領する。
- 保護者は、施設に利用者負担額を支払う。(保育所は市町村で徴収)



#### (ウ) 児童手当

現行の児童手当法に基づくもの

### ②地域子ども・子育て支援事業(法定 13 事業)

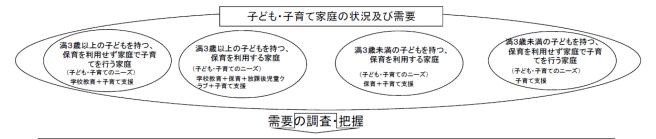
地域の子ども・子育て家庭等を対象とする事業で、次の事業(法定 13 事業)の中から、 市町村が地域の実情に応じて実施する。

- ①【新規】利用者支援(子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等。 事例として、横浜市の保育コンシェルジュ、松戸市の子育て支援コーディネーターなどがある。)
- ②地域子育て支援拠点事業(公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流·育児相談等の基本事業を実施)
- ③妊婦健康診査(妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業)
- ④乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- ⑤養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業(養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う事業)
- ⑥子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業)
- ⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助 を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業)
- ⑧一時預かり事業(家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業)
- ⑨時間外保育事業(延長保育·休日保育)
- ⑩病児保育事業(病後児保育。保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・ 保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業)
- ①放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に 適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業)

- ⑩【新規】実費徴収に係る補足給付を行う事業(世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用 等の全部又は一部を助成する事業)
- ③【新規】多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

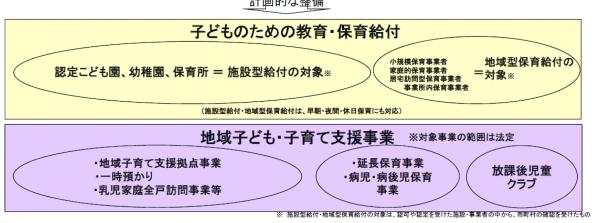
# (4)子ども・子育て支援事業計画の全体像

子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画の全体像は次のとおり。



# 市町村子ども・子育て支援事業計画

計画的な整備



#### 【市町村子ども・子育て支援事業計画 記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

	● 区域の設定(第2項第1号)
	● 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期
	の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期(第2項第1号)
必須記載事項	● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育
	て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期(第2項第2号)
	● 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体
	制の確保の内容(第2項第3号)
	● 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
	(第3項第1号)
   任意記載事項	● 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施
住息記戦争場	策との連携(第3項第2号)
	● 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用
	環境の整備に関する施策との連携(第3項第3号)